

重度障がい者医療支給制度の所得制限限度が緩和されます

令和 8 年 8 月 1 日より、飯塚市重度障がい者医療の所得制限限度額が改正されます。

令和 7 年度の所得金額(令和 6 年分の所得)が改正後の限度額未満の場合は、新規申請により令和 8 年 8 月 1 日以降の重度障がい者医療証が発行できます。(令和 8 年 10 月 1 日からの申請は、令和 8 年度の所得金額(令和 7 年分の所得)となります。)

○改正時期

令和 8 年 8 月 1 日から

○所得制限限度額

(円)

	扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	以降 1 人につき 加算
改正後(新)	本人	3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	380,000
	扶養義務者	改 正 な し				
改正前(旧) (令和 7 年 7 月 31 日まで)	本人	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	380,000
	扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000

所得の関係でこれまで申請されていない方も、前年所得が改正後の限度額未満の場合は、新規申請手続きにより医療証が発行できる可能性があります。